

PFOS 等含有泡消火薬剤全国在庫量調査の結果について

環境省において、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の国内実施計画の改定に併せて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)(化審法)の第一種特定化学物質である「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)」、「ペルフルオロオクタノ酸(PFOA)」又は、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)」を含有する泡消火薬剤について、全国の在庫量を把握するための調査が消防機関、空港等の施設を対象に実施されました。

調査結果は全国合計の PFOS 含有泡消火薬剤量は 185.0 万 L となり、前回の 2020 年度の調査時から約 45%減少しています。全国合計の PFOA 含有泡消火薬剤量は 23.9 万 L でした。PFHxS を含有する泡消火薬剤は確認されませんでした。

環境省は、引き続き、PFOS 等を含有する泡消火薬剤の代替促進等の施策を推進していくとしています。調査の詳細については当社発行ナイトピックスをご参照ください。

当社では、泡消火薬剤中の PFOS 等の分析を行っています。詳しくは、当社分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年11月1日付 環境省報道発表資料](#)

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1. 化審法施行令の一部を改正する政令\(案\)に対する意見募集について](#)

[2. 工作物石綿事前調査者講習が 15 機関に増加](#)

[3. 水道における PFOS 及び PFOA に関する調査の結果について](#)

[4. 水道事業者等によるこれまでのPFOS及びPFOA対応事例について](#)

ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質の追加等に対する意見募集

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」について、2024年11月7日から2024年12月6日までの間、意見募集が行われました。

<改正案のポイント>

- 危険有害性のある化学物質を譲渡又は提供する者は、その容器又は包装に当該化学物質の名称等の表示(ラベル表示)を行うとともに、文書(SDS)の交付等により当該化学物質の名称等の通知(SDS交付)をしなければならないとされています。
- 今回の改正案では、国により危険有害性を有すると分類された155物質が新たにラベル表示・SDS交付等の義務対象物質として追加されます。
- また、国により危険有害性がないと新たに分類された2物質については、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から除外されます。
- 施行予定日 2027年4月1日
(ただし、今回追加される化学物質について、施行日において現存するものについては、2028年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る規定が適用されません。)

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年11月7日付 電子政府の総合窓口](#)
(<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=000028239>) を引用して作成

<年末年始休業について>

誠に勝手ながら下記の期間休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

12月28日(土) ~ 1月5日(日)



PFAS の小冊子進呈中!

PFASとはPFOSやPFOAなどの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。

当社では、PFASの規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)